

みえ森と緑の県民税

森林を支える社会づくり

災害に強い森林づくり



62%

土砂や流木を出さない
森林づくり

10%

森を育む人づくり



様々な体験を通じて
森林を大切に思い、
育む心を育てます。

14%

木の薫る空間づくり



木を使うことは森を
育てること。
木づかいを通じて
森林を支えます。

2%

地域の身近な水や緑の環境づくり



身近に森林や緑と
ふれあえる環境を
つくります。

5つの対策別実績額

11%

暮らしに身近な
森林づくり



流れ出す危険がある倒木を撤去します。

道路に倒れる危険がある木を伐採します。



森林づくりを県民みんなの力で



森林は、土砂災害や洪水を防止する、地球温暖化防止に貢献するなど私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っています。しかし、生活様式の変化や、山村地域の過疎化、長引く林業の低迷によって、荒廃した里山や森林が増加しており、森林の働きが弱まっています。また、近年、集中豪雨が増加し、自然災害の危険性が高まっていることから、「災害に強い森林づくり」を緊急に進める必要があります。

「災害に強い森林」をつくり、将来にわたって引き継ぐためには、「県民全体で森林を支える社会づくり」も進めなければなりません。森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月に導入しました。

個人

年額1,000円

1月1日現在で県内に住所がある個人、
家屋敷等を有する個人
(個人の県民税均等割の納税義務者)

法人

年額2,000～80,000円

(県民税均等割の10%相当額)

県内に事務所等を有する法人等
(法人の県民税均等割の納税義務者)

お問い合わせ

税のしくみについて 税の使いみちについて

三重県総務部税収確保課

電話 059-224-2128

FAX 059-224-4321

E-mail zeimu@pref.mie.jp

三重県農林水産部

みどり共生推進課

電話 059-224-2513

FAX 059-224-2070

E-mail midori@pref.mie.jp



葉っぱの大きさは、平成26～28年度までに活用した「みえ森と緑の県民税」の割合を表現しています。